

令和元年度第 1 回
北海道青少年健全育成審議会

議 事 録

日 時：令和元年 8 月 9 日（金） 13 時 30 分開会

場 所：赤レンガ庁舎 2 階 2 号会議室

1 開 会

○事務局（成田主幹） 定刻になりましたので、ただ今から令和元度第1回北海道青少年健全育成審議会を開会いたします。私は、環境生活部くらし安全局道民生活課青少年グループの成田でございます。議事に入りますまで、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、くらし安全局長の柴田から、ご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○柴田くらし安全局長 北海道環境生活部くらし安全局長の柴田でございます。6月の異動でまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。開会にあたりまして、一言、ご挨拶させていただきます。

委員の皆様には、天候の悪い中、またお盆を控えてお忙しい中、この会議に出席いただき、ありがとうございます。また、日ごろから、青少年の健全育成に関して、それぞれのお立場でご理解とご支援を賜り、本当にありがとうございます。

道では、第1期北海道青少年健全育成基本計画に基づいて各種施策に取り組んでいるところですが、この計画は、策定から既に10年が経過しており、途中で中間見直しを行いました。そこから数えても5年が経過しております。この間、皆様もご存じのとおり、様々に社会環境が変わっておりまして、大きく言うと、少子化や高齢化、高度情報化、それからいじめや虐待、貧困、ひきこもりなど従前からの問題が依然として存在しているほか、特に近年は、インターネット、スマートフォン、SNSを利用する子どもが増えたというか、社会に急速に利用度が高まって、子ども達にも波及した結果、ネット等に起因するトラブルですとか、犯罪に巻き込まれるといったことも発生するようになってきております。こうした変化に対応していかなければいけませんので、改めて次の北海道を担う青少年が健全に育成されるよう来年度を始期とする第2期の計画の策定を考えているところでございます。

本日は、「第2期北海道青少年健全育成基本計画」について、諮問させていただき、他、青少年健全育成条例の改正の手続きの進捗などについてもご報告させていただきたいと思っております。皆様には忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。最初のご挨拶といたします。

どうぞ本日は、よろしくお願いいたします。

○事務局（成田主幹） 本日の審議会は、本年度第1回目になりますが、前回の開催後、1名の委員が交代されました。北海道中学校長会の岩田委員に変わって、同じ北海道中学校長会の田村様が就任されましたが、本日は所用のため欠席されておりますことをご報告させていただきます。また、事務局の3人が6月の人事異動で交代しておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○事務局（藤岡青少年担当課長） 青少年担当課長の藤岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（林主幹） 青少年グループ主幹の林でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（三浦主任） 青少年グループ主任の三浦と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（成田主幹） それでは、会議に移ります。始めに、会議の成立について、ご報告いたします。北海道青少年健全育成条例第50条第2項の規定により、「審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」とされているところですが、本日は、委員定数15名中9名の出席をいただいておりますことから、本会議は成立していることをご報告いたします。また、本日は、オブザーバーとして青少年行政を推進するために道庁内に設置している青少年健全育成推進本部の幹事も出席しておりますことを、併せてご報告いたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に、資料1から資料4までを配付しております。足りない資料は、ございませんでしょうか。本日の会議終了は、午後3時ころを目途としております。今後の進行に、ご協力をよろしく願います。

それでは、議事に入ります。本審議会では議事録の作成を行いますが、議事録は発言の趣旨をとらえて作成をさせていただき、皆様の確認を受けた上で、道のホームページに掲載させていただいておりますので、あらかじめご報告させていただきます。

それでは以後の進行は、丸山会長にお願いいたします。

3 議 事

(1) 説明事項

○丸山会長 丸山でございます。よろしく願いいたします。それでは、早速、次第にあります議事、協議事項の部会委員の指名について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（三浦主任） はい。ご説明いたします。北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会の委員ですが、これまで委員を務めていただきました北海道中学校長会の岩田委員が、このたび辞任されましたことから、現在、1名欠員となっており、新たに委員を決める必要がございます。部会の委員は、条例及び「北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会設置要綱」により、会長が指名することになっており、任期は前任の岩田委員の残任期間となります。以上でございます。

○丸山会長 ありがとうございます。部会委員の指名は会長が指名するということでございます。そこで、北海道中学校長会の田村委員にお願いしたいと考えておりまして、事務局で田村委員の同意も得ていただいたと聞いていますので、本日は田村委員が欠席されていますけども、田村委員に部会の委員をお願いしたいと思っております。

次に、(2) 報告事項のア、北海道青少年健全育成条例改正素案について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤岡青少年担当課長） それでは、条例改正の進捗状況についてご説明いたします。

3月25日に当審議会から、自画撮り被害防止のため、不当な手段等により自画撮り画像を要求する行為を新たに罰則付きで規制すること、また、ゲームソフトを適切に有害図書類に指定するため、団体指定方式による有害図書類の指定を行うことが適当であるとの答申をいただき、その答申に基づきまして、資料1の素案をまとめております。

まず、自画撮り被害を防止するための改正についてですが、1ページ目の中程にあります（2）改正の内容をご覧ください。青少年に対して①と②に記載の不当な手段等により、青少年に自身の裸の画像等の提供を求める行為を罰則付きで禁止したいと考えております。①は、全国の19都府県でも同様の類型により罰則付きで規制を行っていますが、②の13歳未満の青少年に対して求める行為を一律に禁止するのは、他都府県にはない新たな規制方式となります。北海道の被害事例を検証したところ、小学生の子どもが、相手の言われるがままに画像を送信してしまう事例がありまして、これは、①の規制類型から漏れてしまうものでした。また、スマートフォン利用の低年齢化が進んでいるため、現に小学生の被害は増加傾向にあります。一般的に小学生は判断能力が未成熟であり、強い保護が必要な対象であると考えられますが、その判断能力の未成熟に乗じて裸の画像を要求する行為は、①に記載の類型と同等程度に悪質で、強い非難に値しますことから、小学生が大半を占める13歳未満に対する要求行為を一律に規制しようとするものであります。

次に、ゲームソフトを適切に有害図書類に指定するための改正についてですが、次のページの中程にあります（2）改正の内容をご覧ください。ゲームソフトを、有害図書類に指定する方法は、現在まで、「個別指定方式」のみでありましたが、答申をいただきました知事の指定するゲームソフト審査団体が指定する「団体指定方式」に加え、卑わいな姿態等を描写した場面が一定時間以上となるものを一律に有害図書類とする「包括指定方式」も合わせて導入したいと考えております。この資料1は道庁のホームページ上に公開しまして、6月5日から7月5日までの間、道民の皆さまから意見を募集いたしました。意見は全部で6件寄せられましたが、資料2のとおり、もっと強化すべきである旨の意見もいただいているところです。今後は、道民の皆さまからいただいた意見や道議会での議論を参考にしながら、条例改正案をまとめ、9月に開催予定の第3回北海道議会定例会に提案したいと考えております。

以上でございます。

○丸山会長 はい。ただいま、北海道青少年健全育成条例の改正素案や改正作業の進捗について説明がありました。条例の改正の動向につきましては、前回すでに概略の説明をされていますけども、進捗状況等の説明です。委員の皆様から中身につきまして、ご質問やご意見はございませんか。

○熊谷委員 基本的な質問なんですけれども、児童ポルノ等に対する内容で18歳未満の青少年と13歳未満の青少年に対する文言ですが、もとは大人を想定していたと思うんですけれども、これは何人(なんぴと)であろうとも、年齢も関係なく罰則の対象となるということですか。

○事務局（成田主幹） 規制の対象は、「何人(なんびと)も」とはなっておりますが、育成条例では18歳未満の青少年がこの違反をした場合は罰則を適用しないという規定がありますので、処罰の対象とはなりません。

○熊谷委員 それは、また別の規制で罰則をすることになるんですか。

○事務局（成田主幹） 今回の改正は育成条例の改正でありまして、求める行為は育成条例の違反となりますけれども、18歳未満の青少年がこの違反に該当する行為をしたとしても、処罰の対象にはなりません。ただ、実際に児童ポルノを製造した場合には、児童ポルノ禁止法で規制を受けることになりまして、こちらには青少年を処罰の規制から除外するという規定はありませんので、18歳未満の青少年でありましても処罰の対象となります。

○丸山会長 熊谷委員、よろしいでしょうか。

○熊谷委員 要するに、別な法律で罰せられるということですか。

○丸山会長 自画撮りにつきましては、今回まで要求する罪というものはないです。自画撮りについては、製造罪というのが児童ポルノ法にあるので、それより前の段階を法律で規制していないもので、条例で規制するという案です。法律の方では、犯人、加害者については特に限定もありませんから、未成年であろうが誰であろうが処罰の対象になり得るんですけれども、青少年育成条例の場合は、青少年は処罰の対象から除かれるとなっております。ですから、本件のような行為を青少年が行った場合は、条例には該当しても適用できない、法律では処罰規定がない。青少年は事実上は、今の段階では対象にはならないという状況になります。そんな感じですかね。

○事務局（成田主幹） はい。

○熊谷委員 未成年がその自画撮りをして、それは処罰の対象にはならないということですか。

○事務局（成田主幹） はい。育成条例には、「この条例の罰則は青少年に対しては適用しない」というものがございますので、青少年が違反行為をしたとしても処罰の対象とはなりません。

○丸山会長 青少年に関してはですね、非行事実とか、そういったものがあって指導が必要な場合は、別の手続きがなされますので、こういう被害を与えたことによって処罰する以外の手法で青少年を指導するという仕組みが少年法を中心としてできていますから、そちらの手続きになるかと思われま。ちょっとわかりにくい部分も多々あるかとは思いま

すが、こういう法律は、普通の人が見て分からないといけないものですから、いろいろ疑問点があれば出していただきたいと思います。

○熊谷委員 もう一点いいですか。ゲームソフトの改正についてですけれども、一定の時間以上とありますが、時間はどれくらいの時間なのですか。

○事務局（成田主幹） はい。この時間は、現在の条例にもございまして、連続して3分、合わせて5分というのが一定の時間となっております。

○丸山会長 よろしいですか。ほか、ございせんか。あとこの手続き等については、条例の改正ですので、議会への提案ということになります。ほかに何かご質問等はございせんか。よろしいでしょうか。それでは、この方向で素案改正のしかるべき手続きをお願いしたいと思います。それでは次にまいります。

平成30年度北海道青少年健全育成条例の取組について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤岡青少年担当課長） はい。資料3をご覧ください。道では、北海道青少年健全育成条例に基づき、青少年の有害環境の浄化に係る取組を行っておりますが、本資料は、平成30年度のこの取組状況をまとめたものでございます。

まず、「1」の「有害興行（映画）の指定」についてですが、条例では、その内容が「著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等」、また、「青少年の健全な育成を害するおそれがある」と認められる場合は、「有害興行」として指定し、青少年に観覧させることを禁止することとしております。道では、「映画倫理委員会」いわゆる「映倫」のR18指定基準と条例の認定基準がほぼ一致することから、映倫がR18として指定した映画について、有害興行とすることとしており、昨年度、61本の映画を緊急指定しております。指定された映画の題名等については、次のページにございます資料3-1に記載のとおりとなります。

次に、「2」の「有害図書類の指定」についてでございます。書籍や雑誌につきましても、映画と同様に、「青少年の健全な育成を害するおそれがある」と認められるものについて、有害図書類として指定し、青少年への販売等を禁止しており、平成30年度は、合計3冊の図書を有害図書として指定しております。指定された図書の題名等については、次ページにございます資料3-2に記載してございます。

続きまして、「3」の「図書類自動販売機等の設置届出」ですが、現在、把握している台数は全道で38台ですが、この中で、実際に稼働している自動販売機はございません。

最後に、「4」の「立入調査」実施状況ですが、私ども本庁及び14の振興局の関係職員、また、北海道警察や市役所の青少年健全育成業務担当者等を立入調査員として指定し、条例で定める義務や禁止事項等の遵守について、随時調査を行っておりまして、昨年度の立入調査の実績は、合計2,504件となっているところです。なお、夜間立入につきましては、17時30分以降の時間に立入したものであり、各地区の行事等に合わせて、遅い時間帯では、午後11時前後に立入している例もございます。

また、主な指導事項についてでございますが、有害図書の掲示板が設置されていないものや、掲示板の表示がかすれているもの、区分陳列以外の場所に有害図書が置かれていたなどの事例が報告されているところです。

以上でございます。

○丸山会長 ただいま、昨年度の北海道青少年健全育成条例の取組について説明がありました。委員の皆様からご質問ご意見はございませんでしょうか。

○那須委員 いいですか。細かな話なんですけれども、4の立入調査で、延べの件数で2,504件の活動実績となっていますけれども、延べ日数が書かれていなので、1回あたりにどれくらいのお店や場所を見回りというか行っているのか、イメージできないんですけれども、できれば延べ合同日数などを書いていただければいいと思います。もし、今、分かるのであれば平成30年度は何日くらいというのが分かれば教えてほしいのですが、分かりますか。

○事務局（藤岡青少年担当課長） 申し訳ありませんが、今の段階ではおさえておりませんので、以後、そういうおさえ方等が可能かどうか考えてまいりたいと思います。

○丸山会長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

では次の諮問に移ります。本日は、第2期北海道青少年健全育成基本計画について知事から諮問があるということですので、お受けしたいと思います。

（※各委員に諮問文（写）を配付）

○柴田くらし安全局長 北海道青少年健全育成審議会会長丸山治様。第2期青少年健全育成基本計画の策定について。このことについて、北海道青少年健全育成条例第54条第1項第1号の規定に基づき、別紙理由を添えて諮問します。

（丸山会長へ諮問書を手交）

○柴田くらし安全局長 今、会長に諮問をさせていただいたのですが、別紙理由書の理由をこちらから説明させていただきます。

次代を担う青少年が、心身ともに健やかにたくましく成長することは、道民全ての願いであり、青少年の健全な育成が図られる社会の実現は、大きな目標でもあります。

北海道では、平成20年に、概ね10年間を計画期間とする第1期北海道青少年健全育成基本計画を策定し、施策の推進に取り組んできましたが、この間に、少子高齢化、高度情報化などの社会情勢の変化に伴い、子どもの貧困問題や、ひきこもり、インターネットの利用に起因するトラブル・犯罪被害など、青少年を取り巻く状況に新たな課題も生じております。そのため、青少年が健やかに成長し自立できる社会の実現に向け、令和2年4

月を始期とする第2期北海道青少年健全育成基本計画を策定するに当たり、意見を求めるものでございます。

○丸山会長 はい。ただいま、知事から、来年度を始期とする第2期北海道青少年健全育成基本計画に諮問をいただき、その具体的内容について説明をいただきました。

説明の内容は、時代の変化等による新たな課題に対応する第2期計画の策定について、審議会に意見を求めたいというものでした。前回の審議会で青少年を取り巻く現状について説明を受け、この新しい計画についてのいろいろなご意見をいただきました。それらを受けまして、次期計画に取り込むべき課題などを勘案し、事務局で皆様の意見を基に次期計画の構成や施策の体系について整理をしたと聞いておりますので、事務局の説明を受けから、皆様のご意見をいただきたいと思っております。

それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤岡青少年担当課長） はい。それでは、まず、策定しようとする計画の策定方針につきまして、ご説明申し上げます。資料4-1の「第2期 北海道青少年健全育成基本計画の策定方針について」をご覧ください。

1の計画策定の趣旨ですが、青少年健全育成条例に基づき、第1期計画を平成20年度からの概ね10年間を計画期間として策定していたところです。今回、策定しようとする第2期計画について、本年3月開催された当審議会でもご意見をいただいておりますが、近年の社会情勢の変化の早いスピードに対応するため、計画期間を5年間として、策定したいと考えているところです。

次に2の計画の位置づけですが、条例第9条に基づく「基本計画」のほか、子ども・若者育成支援推進法に基づく「北海道子ども・若者計画」、北海道総合計画の特定分野別計画、国連の持続可能な開発目標SDGsの達成に資する計画に位置づけられております。

次に3の計画の基本的な考え方です。(1)の対象とする青少年の範囲は、引き続き、条例における規制の対象年齢である18歳未満を中心としますが、広義には、「子ども・若者計画」の対象年齢である40歳未満までを対象としたいと考えております。

次に、(2)の計画のテーマ案ですが、条例第2条の基本理念の下線部分には、青少年の健全な育成は、青少年が、次代の社会の担い手として自立することを旨として、その発達段階に応じた必要な配慮をもって行われなければならない。

また、2つ目としまして、青少年の健全な育成は、社会全体で行われなければならない、とありますことから、それらの趣旨を踏まえるとともに審議会でのご意見も参考にさせていただき、現時点で、「青少年が健やかに成長し、自立できる社会を目指して」としております。

次に(3)の計画の構成ですが、第1章の基本事項から第5章の年齢期ごとの主な取組まで、5つの章立てを行って計画を策定したいと考えております。

また、(4)の施策の体系としましては、条例第2条の基本理念及び第8条の施策の基本方針に基づきまして、「施策の目標」、それら施策の目標に向けた主な取組、さらにそれらを年齢期ごとに分けて記述したいと考えております。

なお、先ほど、追加でお配りしました、A3サイズの資料4-6をご覧ください。

ですが、資料４－６は基本計画の施策体系図の第１期と第２期の対比表ですが、第１期では基本方針が５つであったものを第２期では、条例に定める４つとしまして、第１期では施策の目標が１１項目あったものを、第２期では７つに整理・統合してございます。

また、第１期の施策の目標に向けた主な取組は（１）から（４８）まで４８項目ありましたが、第２期ではそれらを２２項目に整理し、まとめております。施策の目標や主な取組の項目数が減少したことにより、計画の内容が後退した印象を持たれるかも知れませんが、第１期の主な取組につきましては、表の右側にありますように、第２期においてもほぼ網羅してございます。

計画の構成と施策体系の詳細につきましては、引き続き、事務局より説明をさせていただきます。

○事務局（林主幹） それでは、私の方から、第２期基本計画の構成案についてご説明いたします。「資料４－２」をご覧ください。

まず、大まかな構成としまして、第１章から第５章まで、網掛けで表示した５つの章を立てることを考えております。

まず始めに、第１章では、「基本事項」といたしまして、先程の説明にもありました「計画策定の趣旨」や「計画の位置付け」「計画の期間」「対象となる青少年の範囲」について項目立てを行うほか、「第１期計画の振り返り」としまして指標の数値目標の達成状況などを盛り込むことを想定しております。

次に、第２章では、「青少年を取り巻く環境の変化と課題」といたしまして、社会環境の変化が青少年の生活に様々な課題を生じさせている状況について記述することを考えております。

ここで、お配りした資料の最後の方、最後から２枚目くらいになりますけれども「資料４－５」というものがございます。そちらの方をご覧いただきたいのですが、この資料では、前回の審議会のうち基本計画に関係する部分をまとめさせていただきました。この資料にありますように、前回の審議会では、事務局の方で現状と課題を整理しまして、委員の皆様から幅広くご意見をいただいたところでございます。

これらを踏まえまして、先程の構成案の資料、第２章の下の方に概念図をお示ししております。近年は、少子化・核家族化や高度情報化をはじめ、国際化や消費社会の変化、雇用情勢や経済格差の問題など、社会環境が急速なスピードで変化しております、このような環境の変化を背景として、様々な要因が複雑に絡み合っており、この図にありますように、青少年を取り巻く課題が数多く生じておりますが、このような現状と課題について、資料に記載しております主な課題ごとに整理して記述していきたいと考えております。

次に、１枚めくっていただきまして、第３章では、「青少年健全育成の基本的考え方」といたしまして、条例に定める「基本理念」それから「施策の基本方針」とともに、「施策の体系」と「主要な指標についての数値目標」について項目立てを行いたいと考えております。なお、３番の「施策の体系」については、後ほど、「資料４－３」により改めてご説明させていただきます。また、４番の「主要な指標についての数値目標」については、今後、関係部局と調整の上、設定したいと考えております。

次に、第４章では、「推進体制」といたしまして、「庁内における推進体制」や「北海

道青少年健全育成審議会」のほか、「国・市町村」「青少年関係団体」「関係業界」との連携や「地域における連携」といった項目立てを行いまして、条例の基本理念にありますとおり、「家庭、学校、事業者、地域社会、行政機関の相互の連携の下に、社会全体で」青少年の健全育成を行っていくという姿勢を明確にしたいと考えております。また、「施策の実施状況等の進行管理」についてもこの章に盛り込み、施策の推進状況の把握や公表などについて明記したいと考えております。

最後に、第5章では、「年齢期ごとの主な取組」といたしまして、第3章の「施策体系図」に対応した形で、年齢期ごとの具体的な取組について記述したいと考えております。なお、第5章の内容の詳細については、この後、「資料4-4」により改めて説明させていただきます。計画の構成案についての説明は、以上でございます。

○事務局（大西主査） 大西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私の方からは「資料4-3」と「資料4-4」により施策の体系に関する説明をいたします。新しい計画は、年齢期ごとに施策を記載したものにしたいと考えております。

「資料4-3」では、基本方針からみた「各施策の目標」と「施策の目標に向けた主な取組」内容を一覧にして、その施策がどの年齢期に関連しているかを表した表になります。表の一番左側の「施策の基本方針」は青少年育成条例に記載されている4項目です。次の「施策の目標」および「主な取組」は今回の計画で新たに設定しようとするものです。一番右側の年齢期の項目は、「主な取組」がどの年齢期を対象とした記載をしているのかを示しています。例えば「主な取組」の列の上から3番目、施策の目標に向けた主な取組の上から3番目、「家族のふれあい時間の増進」というところをご覧ください。この右隣の「年齢期」の列では、黒丸がついているのは、乳幼児期、学童期、思春期となっており、青年期・ポスト青年期は空欄となっています。これは「家族のふれあい」は主に乳幼児期から思春期までの青少年に特に必要な取組だと考えているものです。このように、どの年齢期にどのような取組を行うかということを一覧にしている表となります。本日皆様にはこの施策体系について、文言も含め、後ほどご意見をいただければと思います。

資料を一枚めくっていただき、「資料4-4」についてですが、先ほどの資料を年齢期ごとの視点で構成した表となります。字が小さくて申し訳ありません。年齢期別に「施策の目標」、「主な取組」を記載しており、それだけですと具体的にどのようなことに取り組むかわかりにくいため、右側に「主な具体の取組」として例を挙げて記載しています。なお、この「主な具体の取組」については、現在の計画をもとに、庁内各部や教育庁、道警の各関係部署の青少年関係の内容を記載しています。

先ほど「資料4-3」で例に挙げました、乳幼児期から思春期まで黒丸がついていた「家族のふれあい時間の増進」について、この表で、まず左端に対象年齢の記載がありますが、0～5歳、6～12歳、次のページの13～17歳の欄にそれぞれに1度ずつ登場することとなります。例えば、0歳～5歳の乳幼児期の欄をみていただきますと、施策の目標として、上から2番目の列に「豊かな心と健やかな体の育成」とあります。さらにその目標の中に2つ「主な取組」として記載しており、うち一つに、「家族のふれあい時間の増進」という項目があります。このように、全年齢期に共通するものは別として、小学生の時期の取組、中高生の時期の取組、という感じで、主な具体の内容は書き分けを行うことを考

えております。

それでは「年齢期ごとの主な取組」を上から順に説明していきます。全てを申し上げると大変時間を要しますので、主な部分のみ説明させていただきます。それでは、0歳から5歳の乳幼児期の欄をご覧ください。

資料には記載しておりませんが、乳幼児期は、母親や父親などに、安心感や信頼感の中で生まれ、また、複数の人との関わりを深めて情緒を発達させる時期であったり、また、遊びなどの体験から、道徳性や社会性の原点を持つことになり、食事や睡眠などの生活リズムが形成される時期だといわれています。このような時期の子どもを支援するための施策の目標として、資料上段にありますように、「安心して子どもを育てられる環境づくり」、「豊かな心と健やかな体の育成」、「困難を抱える子どもを支援する環境づくり」の3つを設定しました。

なお、それぞれの目標に対する主な具体の取組は右の表のとおりとなっています。

次に6歳から12歳の学童期の欄をご覧ください。こちらも資料に記載はありませんが、小学校の低学年の時期の子どもは、大人の言うことを守る中で、善悪についての理解や判断を行うようになり、また、小学校の高学年の時期の子どもは、心身の成長や発達に個人差が出る時期で、自己肯定感を持ちづらくなるとも言われています。

そのほか、いずれの時期もインターネット利用の低年齢化により、ネットを通じた擬似的・間接的な体験が増加する一方で、人やもの、自然に直接ふれあうという体験活動の機会の減少が心配されています。このような時期の子どもを育成・支援するための施策の目標としまして、資料中程から下段にありますように、「安心して子どもを育てられる環境づくり」、「豊かな心と健やかな体の育成」、「困難を抱える子どもを支援する環境づくり」、「社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成」、「非行から守る環境づくり」、「犯罪被害から守る環境づくり」の6つの目標を設定しました。

なお、それぞれの目標に対する主な具体の取組は右の表のとおりとなっています。

次のページの13歳から17歳の思春期の欄をご覧ください。こちらも資料には記載しておりませんが、思春期のうち中学生は、大人との関係よりも友人関係が大切になり、反抗期を迎え、親子のコミュニケーションが不足しがちになり、また異性への関心が高まる時期でもあります。高校生ともなりますと、親の保護の下から社会へ参画する自立した大人となるための最終的な時期となります。このような時期の子どもを育成・支援するための施策の目標として学童期と同じ、資料上段から中段にありますように、6つの目標を設定しました。なお、それぞれの目標に対する主な具体の取組は表のとおりとなっています。

最後に18歳から39歳の青年期・ポスト青年期の欄をご覧ください。こちらも資料には記載していませんが、就学先によっては「学生」の時期が30歳前後まで続く場合があることや、雇用環境の厳しさ、勤労観の変化等により、経済的自立が困難な若者も少なくありません。また、障がいやひきこもり、または犯罪からの立ち直りなどで社会生活を営む上で支援を有する若者もおります。このような若者を支援するための施策の目標として資料下段にありますように、「困難を抱える若者を支援する環境づくり」、「非行から守る環境づくり」の2つの目標を設定しています。それぞれの目標に対する主な具体の取組は表のとおりとなっています。

以上、施策の体系と年齢期ごとの主な取組についてご説明いたしました。この資料4

ー4については計画の構成案の説明でも触れましたように、第二期計画の第5章として文章化したいと考えています。事務局からの説明は以上です。

○丸山会長 はい。ありがとうございました。ただ今、事務局から現状の課題などを踏まえた次期計画の体系について説明をいただきました。前回出された意見等を踏まえて組み立てられたということでございますけれども、皆様からご自由にご質問、ご意見をいただきたいと思います。大きく変わったところ、特徴的なところは、体系が少し変化した、組み直したというところがあり、年齢期別の枠組みを体系に取り入れたという一つの新しい試みかと思えます。その是非という問題、それから全体の構成がこれで良いのかという問題、そして細かいところですが、各項目についてこれでいいのか、足りないんじゃないかとか、あるいはいらぬんじゃないかというところがないか、ご自由に気付いたところをお出しいただければと思います。

○古川委員 いいですか。

○丸山会長 はい、どうぞ。

○古川委員 まず、北海道青少年健全育成計画の第1期と第2期の対比表を見て思ったことです。第2期計画の施策目標が全部で7項目あると思うのですが、その中に第1期ではこの目標にあったことが該当しますよというふうに各項の中に書かれていると思います。その項目を比較してみると、第1期の施策目標の7番、国際感覚豊かな青少年の育成というものだけが入っていないのですが。

○事務局（大西主査） 第2期で言うと、青少年の自立を促す環境づくりの4番目、社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成のところ、13番の国際交流活動の推進とあるから、ここに7番が入ってもいいんじゃないかということですよ。

○古川委員 はい。

○事務局（大西主査） そうです。そのとおりです。入ります。抜けていました。

○古川委員 もうひとついいですか。

○丸山会長 はい、どうぞ。

○古川委員 第2期基本計画の施策体系図資料の4の3番を見て思ったことです。青少年の自立を促す環境づくりの社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成の3つ目、キャリア教育の推進についてなんですが、キャリア教育に該当する年齢期が学童期と思春期なんですが、青年期とポスト青年期に付けなかった理由はなんですか。

○事務局（大西主査） 今、道で行っている施策が大体高校生向けまでのものが多くて、これに関連して、今回の計画も青少年、なるべくといっても変なんですけど、18歳までの年齢の方を主な対象としているんですね。そういうこともありまして、キャリア教育は、確かに大学生、大学に行っている方にも必要だとは思いますが、今の段階では高校生までを考えています。

○古川委員 はい。ありがとうございます。

○熊谷委員 いいですか。

○丸山会長 はい、どうぞ。

○熊谷委員 4の資料で、困難を抱える子どもを支援する環境づくりというのが6歳から12歳、学童期ですね、それと13歳から17歳の思春期、18歳から39歳のいわゆる青年期ですね、そこでそれぞれ具体的な取組として書かれているんですけども、その中で学童期と思春期においては、いわゆる就学支援というか奨学金というかその辺のものが入っていますけれども、18歳から39歳になるとですね、いきなり奨学金とかそういう部分が見えてこないんですね。今現在ホットな問題だから将来的にも何か問題だという訳ではないんですけども、今一番問題になっているのが奨学金問題な部分で、要するに18歳以上になると途端にその専門学校や大学だとか、その辺に行く道がわりと閉ざされがちになる、あるいは奨学金をもらってもその膨大な借金を抱えてダメになってしまうという、そういった部分は裏付けというか担保みたいなものがないから入れていないのかもしれないんですけども、その辺の部分というのは、何か18歳から39歳までのいわゆるその青年期における就学支援だとかの取組も入れた方がいいのかと感じます。

○事務局（大西主査） 今すぐに回答というものはないんですけども、参考にしようかなと思います。

○丸山会長 まあ、そういう意見があったということで、事務局の方で検討していただければと思います。ほかはないですか。お気づきの点がありましたらどうぞ。

○日置委員 いいですか。

○丸山会長 はい、どうぞ。

○日置委員 うまく考えがまとまっていないんですけども、思いついたところで、まず年齢でいくと、青年期、ポスト青年期って割と私に関わることが多いのですが、何か特別な配慮を必要な若者を意識して項目が二つ、困難を抱える若者と、非行から守る環境づくりがあるんですけども、実際に関わっている実感としては、こういう若者達に必要なのは、もっと年齢の低い時に書かれている豊かな心と健やかな体の育成みたいのところからやり直

しをしなきゃいけないという実感がとてもあります。ですから、ただ課題にだけ対応するのがこの時期に並んでいると、現場はこれだけでは全然間に合ってなくて、すごい支援策がないなというも思っているんで、年齢の高い若者について、基本的な力を育むような何か対策だったり環境づくりというものが入っていてほしいなという実感があるのが一つです。

それと似ているのかもしれないんですけど、子育て支援というところが一番大事で、何かあってから事後対応ではなく、育っていくプロセスの中でいろいろな支援が必要で、手厚く支援されて子どもが成長していくっていうのが重要だと思うので、そうすると今、若年で子育てしている若者たち、困難を抱えて子育てしている若者達が結構たくさんいて、自分が支援されていない中で親になってしまって子育てをする、そうするとまた同じようなことが繰り返されるというのがすごく多いのです。その若年への子育て支援のような、困難を抱える親の支援みたいなものが全然入っていないので、どこにどう入れたらいいのかイメージが沸かないんですけど、青年期・ポスト青年期のあたりに若年の困難を抱える親の支援を入れたらいいのか、子育て支援の方にそういうことを入れたらいいのかちょっと悩むところではあるんですけど、本当にどんな親でもその環境や個人的な力量が至らなくても、周りがちゃんと支えてくれて、生まれた家によって子どもの環境に差がないような対応や環境づくりがすごい大事だと思うので、どこにどう入れたらいいのかイメージがつかないのですが、そのようなのが必要かなと思います。あとは、自殺防止のものが入ったのが13歳から17歳の思春期に心の健康で自殺予防というのが一つだけ入っているんですけど、子どもが助けてって言えるのが一番大事だと思っていて、何かあったときに大人を頼れるか、自分が困っているとうことをちゃんと発信できるという力がすごく大事だなあと思っているんですけど、その視点がちょっとないかなというか、どんな困難があっても人に助けてと言え、信頼できる大人を見つけて助けてと言えれば、そこからいろいろスタートできるので、そういう発信、相談できる力とか、困っていることを相談できるとか、相談の機能とか、困っているのを発信する機能をもうちょっと強く全体に何か強めにしてもいいかなと思いました。

あと、すごい細かいことなんですけど、さきほど事務局の説明の時に、異性への関心が思春期に芽生えるというのがあって、一応、性的マイノリティに関する教育とかも入っているんですけど、その関心を持つのは異性だけではないので、思春期についてしまいうんですけど、それを聞いて傷つく人もいるので、性的な関心を高めるとか、そういう言い方に大人が気をつけた方がいいなと、ちょっと言葉狩りみたいなので申し訳ないんですけど気になりました。以上です。

○丸山会長 ありがとうございます。今ので何か事務局の方で確認することがあればどうぞ。

○事務局（大西主査） 青年期・ポスト青年期の時の課題に対応する基本的な力を育むものがあつたらいいなということなんですけれども、それは例えば具体的にどんなものをイメージしたらよいでしょうか。

○日置委員 本当にここの13歳から17歳にあるようなものをそのままいいんです

けれども、自然体験とか社会体験活動とかボランティア活動とか困難を抱えて成人期を迎えた若者達って、そういう経験を全部飛ばして大人になって、年齢だけが大人になってしまっているんで、でも大人になるとそういう機会が全然ないんですよ。ですから子ども用のプログラムはあるんですけど、青年用の当たり前のものがなくて苦労するので、この低年齢のところには書いてあるようなものがそのままあればと思います。ある当事者の若者は、大人の保育園がほしいという言い方をされていて、そういうイメージでもう少し基礎的な力をやり直す施策、育て直しのようなものや機会があるといったイメージでしょうか。

○丸山会長 実際にこういうことをやっているというものはありますか。想像がつかないものですか。

○日置委員 実際の現場もそういうことをやっていると思います。すごい地味なことなので、やってますと言うほどのやっていることではなくて、ごく当たり前のことが手助けを受けられていないということがあるので、施策としてこういうことを応援します、それこそ低年齢の対象にしかないプログラムを、年齢の高い人でもボランティアとして参加できるようにだとかで、間口を広げてくれるだけでもすごくいいと思います。

○丸山会長 18歳以上の困難を救うというところで、特別な取組というか今やっている内容でも対応可能ということですね。

○日置委員 この低年齢用に用意されているものに、ボランティア的な枠のようなものでお姉さんやお兄さんの立場で、でも、実は基本的なところからやり直せるというのがあるだけで現場としては助かると思います。

○事務局（大西主査） 先ほどの質問で、相談できる力とおっしゃっていたのですが、それは相談できる子どもを育てようなのか、それとも相談機能を大事にするということのどちらの方が強いのでしょうか。

○日置委員 両方ですね。今、子ども食堂というのが流行っていて、あれはご飯を食べることが目的というよりも、身近なところで日常的な話し相手がいるとか頼れる人や機能があるということが一番だと思います。学習支援も同じなんですけれども、学童期になると家と学校しか繋がるところがなくて、そこに信頼できる大人がいないとすごい孤立してしまうんですね。そういった時に相談できる先やバリエーションを増やすと同時に、自己肯定感の低い子どもは、自分が相談してもいいと思えていない子が多くて、それが年齢を重ねるごとにどんどん自己肯定感がさら低くなって、女の子であれば、出会い系で優しくしてくれる男の人のところに行ってしまうたりするので、本当は困っているということを違う形で発信して怒られる原因になっているのも多いんです。ですから学校の中でも、ごく当たり前のことを困っていると言えるような子どもの発信力を高めることと、それを受け止める大人のバリエーションを増やすということの両方でしょうか。

○事務局（大西主査） はい。ありがとうございます。

○丸山会長 ほかにございますか。

○河合副会長 よろしいでしょうか。

○丸山会長 はい、どうぞ。

○河合副会長 「年齢期」ということでやっていてそれ自体はよろしいとは思いますが、もっと発達段階としての必要な配慮や基本的な考え方を書いた方がいいかと思います。発達段階ということで見えていくと、乳幼児期があって学童期があってという風になると思うんですけども、じゃあ乳幼児期は0歳から6歳ころかなという発想になるんですけど。「年齢期」というのはそういう年齢に当てはめる、その年齢にこれがないとだめだという意味合いがくっついているような気がします。

また、40歳までとなっていますが、乳幼児期や学童期、思春期などがありますが、胎児期が抜けているかなと思いました。言葉として日の目を見ているかというのは別としまして、お母さんから見れば妊娠中から胎児期になると思います。

対象年齢でいくと、一番やっかいなのが「青年期」なんだと思います。例えばアメリカでは日本でいう「青年期」という言葉はないかもしれないですね。思春期の次は成人期になって、その成人期を前期・後期くらいにわけて、前期が20歳から40歳、後期が40歳から60歳という風になるかと思うんですけど。40歳未満までを同じ理念でカバーが本当にできるのか、していいのかなと思っています。やはりぎりぎり30歳くらいまでのことを今後は考えた方がいいのかなと思います。

感想になるんですけど、育成と支援という言葉がありますが、支援は年齢が小さければ小さいほどに支援の受け手一方になると思います。

年齢が上がっていくと、支援を利用する側になり、その方にあった丁度いい支援を提供してくれる環境を使っていける、より主体性のある存在とみた方がいいと思います。そう考えたときに40歳まで引っ張っていいのかなと思っています。さきほど18歳を中心にとおっしゃっていたのでそこはそのままやっていただいて、そこから先は別枠でやっていただければと思います。

それから、先ほど日置委員がおっしゃっていたことに繋がると思うんですけど、私も支援者側、子育てをする側、子育てをするようになる20歳以降の人達への支援が大事だと思います。この計画を立てる前に、子どもが主体となって行く取組と、支援する側の取組とが分かれて書かれているとわかりやすいのかなと思います。重なる部分もあるとは思いますが。

それから最後にテーマなんですけれども、青少年が健やかに成長し自立できる社会を目指してということなんですけれども、自立の中身ですかね、多様な自立を許容することもなのだと思うんですけども、例えば幸福になどのポジティブなものが入っているといいとも思いました。

○原委員 本日にちょっとだけなんですけど、困難を抱える子ども、障がいを抱える子どもとありますが、「抱える」というのがどうなのかなと思います。ちょっと表現が違っててもいいのかなと思います。例えば、障がいのある子ども、だけでもいいと思います。また困難を抱える子どもではなくて、支援を要する子どもという形の方が、受け手の方はいいのかなと思いました。

それから、いろいろな相談を受けることがかなり増えてきていると思うんですが、皆さんでネットワークを作って、いろいろな力で子ども達を支えていけないかという取組だとか、そういうものがあるのではないかなと思います。相談機関もネットワーク、連携というものがあればいいのかなと思いました。感想です。

○河合副会長 一ついいでしょうか。

○丸山会長 どうぞ。

○河合副会長 先ほど「青年期がない」という表現をしておりましたが、ヤング・アダルトということなんです。「成人」というのがアダルトなんです。日本では「青年」を特別な人達なんだという見方をしているんだと思うんです。青年をより子ども側で見るのか大人側で見るのか、子どもでも大人でもない青年、青い人、で見るのかは別として、それはそれで大事にしていった方がいいのかなと思います。そう考えた時に、発達段階の年齢期ということで話を持っていったときに、言葉を聞いた時の思い浮かべ方が、それぞれの思い浮かべ方があるのだと思うんですが、青年期・ポスト青年期というところでは年齢的にどこなのかなと思いました。青年期は30歳まで、ポスト青年期は40歳までとなるんでしょうか。

○事務局（大西主査） 年齢期については定義がたくさんあるんですけども、今参考としているのが先ほどの資料4の1の2の（2）、計画の位置づけで子ども若者育成支援推進法というものがあるんですけども、その中で青年期が概ね18歳から概ね30歳未満までの者という風になっています。そしてポスト青年期は青年期を過ぎて大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質能力を養う努力を続けている者や、円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満のものという分類がされていて、そこを基にしております。

○河合副会長 ありがとうございます。わかりました。

○丸山会長 ほかに何かございますか。

○秋葉委員 よろしいでしょうか。いくつか感想を交えてお話しします。今青年というところの対象年齢なんですけれども、推進法に基づくものを参考にしているということですが、現場に関わる者としては40歳という年齢に、大変違和感があります。やはり30歳くらいまでではないかなと思います。やはりそれはイメージしながら組み立てられた方がいい

のではないかなと思います。40歳未満というと男の方だといっておじさんというイメージがあります。それから、いくつか4の4の資料の中で違和感を感じたところがあります。一つ目は家族の触れ合い時間の増進という具体的な取組の中に長時間労働の是正であるとか、WLBというのはワークライフバランスでしょうか、年休取得促進という取組をこの基本計画の中に位置づけるのか、できるのかということに疑問に思いました。それから経済的困難を抱える家庭への支援というのはとても大事なことだとは思いますが、昨年度のデータで北海道の就学援助をいただいている子どもの割合が19%くらいあるというデータをいただきました。そうすると5人に1人が就学援助をもらっている状態の子ども達だと考えると、大変北海道って問題が大きいなと感じています。ただ、データの中身を見ると、そのほとんどが札幌市なんですね。ただやっぱりそれは北海道全体の生き写しでもあると思うので、そういう家庭や子どもに対する支援というのは当然必要だとは思いますが、お金をあげるとか、手当とか、納付とか、そういうことが多くて、日置委員も先ほどおっしゃっていましたが、それを受け止める団体、活動しているグループなどに繋げることもすごく大事だと思います。それが豊かな心と健やかな身体の育成の中になる生きる力を育む活動の充実に結びつけられるとすごくいいかなと感じました。それからあと2つあります。地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成という中に、地域の文化とか習わしを体験する機会の提供ということで、習わしに違和感を感じまして、なぜ習わしを体験をしなければならないのかと感じました。何か縛られる感覚を持ちました。言葉を選ばれた方がいいのかなと思いました。最後ですが、社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成の中の国際交流活動の推進ということなんですけども、もう異文化理解や国際交流という時代ではないのではないかなと思います。もうすでに外国の方がいろいろな労働現場にいらっしゃることを考えると、どう一緒に生きていくのかというところに踏み込んだ施策が必要になってくるのではないのでしょうか。例えば多文化共生とかそのような言い方や踏み込んだ施策や取組が必要なのではないかなと感じました。

○丸山会長 事務局は何かよろしいですか。

○事務局（林主幹） はい。

○日置委員 もうちょっといいですか。原委員もおっしゃっていましたが、困難を抱える子ども、障がいを抱える子どものところで、なるほどなと思ったことがあります。障がいを持っているから支援が必要なのではなくて、発達障害なんかがそうですけども、周りの環境が整っていれば、普通に特別な配慮があれば障がいとは言わないので、この表現だと、障がい社会モデルで理解されているので、この言い方だと個人モデルのような言い方になってしまうので、時代にマッチした表現ができたならいいかなと思いました。何かスペシャルニーズみたいな言い方をするので、スペシャルニーズへの対応とかそれを日本語で言うとうどうなるのかなとも思いました。

それに関連すると子育て支援というの、古いというか何か言いすぎている、言い古されていて、どれだけ言っても子育て環境は変わらない、ますます悪化していると思います。

私は最近、いろいろな若者と接していて、自分が育てられているという感覚がすごくあ

るので、大人も子どもも育ちあえる環境づくりとか、そういう方が格好いいなと思いました。親も子も一緒に育つ環境づくりのようなものを、時代的にはそういうことが求められていて、一方的に子どもを育てるのではなく、大人自身も育てて変わっていかねばならない時代だと思います。そういう意味では、社会環境の浄化という極端な、悪い者を駆除するというような発想になっていて、浄化される対象になっている大人も、大変な子ども時代を過ごして結果としてそういう状態になっているということもあると思うので、善悪で弱い者を助けて悪い者を抑えるという発想ではなく、みんなが成長し合える環境づくりをうまく表現する方が、時代が変わったこれからの計画ということではいいのではないかと思います。子ども家庭支援とかぶるのかなと思うのですが、私も福祉の分野での関わりが広いので、何が違うのかと考えたときに、環境づくりがとても大事で、まさに今求められているのは直接的な支援よりも環境をつくっていくことで、この計画はとても大事だと思います。そうすると、他の施策で使っているような虐待防止や子育て支援というものも、福祉の世界でもそのまま使っていることなので、青少年の健全育成の趣旨や環境づくりというところにもう少し重きを置いて、表現もそれらしい表現に新しくいた方がいいかと思います。

○丸山会長 はい、ありがとうございます。先ほど出ていた異性の観点、障がいの場合の障がいを抱えるというところのイメージもあるので、配慮できるところは配慮していただいた方がよいかと思います。あと、子育て支援についても、何かいいアイデアがあれば、事務局の方で考えていただければと思います。細かいところまでせつかく見直すんですから、時代が変わった、昔から使い古されていて言葉で内容が変わったということもあると思いますので、もう一度確認をして表現を変えた方がいいとことは変えていただきたいと思います。そのほかありますか。

○河合副会長 いいですか。

○丸山会長 はい、どうぞ。

○河合副会長 今、考えていきますと資料4の4の学童期の豊かな心と健やかな体の育成の生きる力を育む活動の充実の最後のところで、性教育の充実による性的被害防止とあるのですが、私は違和感があります。性的被害防止がどうやって行われるかというのは、また別の話だとは思いますが、性教育でということもありますが、人権教育なのではないかとも思います。被害を受ける側にも落ち度があるような感じになっていくので、意図するところではないだろうなと思いました。

○丸山会長 性教育ですよ。ちょっと思い出しましたが、2017年に刑法で性犯罪関係が改正されましたけれども、今までは性的な自由が侵害されたという風に考えられていたのですが、改正の時には人格の破壊、人格に対する侵害の側面が性犯罪にはあるんだと言われるようになったんですね。河合副会長の話にもありましたが、性教育というものがそれだけでいいのかということと、性被害というのは人格破壊に繋がるという教育も必要な

んだと思います。こういった時代の変化にも注意しなければならぬんだと思います。
ほかにございますか。ないようであれば、多くの感想や意見が出ましたので、事務局の方で整理をして変えるべきところは変えて、改めて計画を練っていただきたいと思います。

(4) その他

○丸山会長 それでは「その他」として、委員の皆様から何かありますでしょうか。なければ事務局から何かありますか。

○事務局（林主幹） 私から、次回の審議会の開催予定についてご説明いたします。

今回は、本日諮問をさせていただきました「第2期北海道青少年健全育成基本計画」につきまして、本日いただきましたご意見を踏まえまして、事務局の方で内容を整理しまして、素案のたたき台という形で文章化したものをお示ししたいと考えております。素案のたたき台については、事前に委員の皆様にお送りいたしますので、次回の審議会の場でご意見をいただければと思います。

なお、開催日時は、調整させていただきました結果、8月29日木曜日の午後1時30分からとさせていただくことになりました。お忙しいこととは存じますが、よろしく願いいたします。以上でございます。

○丸山会長 はい、ありがとうございます。ほかにはございますか。ほかにはないようですので、以上をもちまして本日の議事を終了といたします。以後の進行につきましては事務局にお返しいたします。

4 閉 会

○事務局（成田主幹） ありがとうございます。以上をもちまして、令和元年度第1回北海道青少年健全育成審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。お疲れ様でした。

以 上